

さいたま市

消防団員募集中!!

入団資格：市内に居住・在勤又は在学している方で、年齢 18 歳以上の健康な方

安心・安全な日常を守るために

あなたもはじめてみませんか？消防団!!



さいたま市消防団

Saitama City Volunteer Fire Corps

●消防団とは

消防署と同じ消防機関

消防団は、普段仕事をもっている方が、火災、風水害、地震などの際に、消防活動を行う消防機関です。

地域に密着した活動

その地域の方だからこそ、分かることがあります。災害の現場においては、その貴重な情報が活かされます。

特別職の公務員

消防団員は公務員です。ただし、非常勤であるため、特別職の地方公務員となります。

●消防団の活動を紹介します

消防団は地域防災の中核としてさまざまな活動をしています。ここでは主な活動を紹介しますが、このほかにも分団ごとに訓練・研修・会議で月に数回程度の活動をしています。

災害時の活動



災害が発生した場合、消防署と一体となって、迅速に消火活動などを行います。

地域と連携した活動



災害を未然に防止するため、地域と連携しながら火災予防の呼びかけなどを行っています。

普段からの教育・訓練



消火訓練や救助、救護訓練を行い、専門的な知識と技術の修得に努めています。

地域の防災リーダー



住民一人ひとりの防災行動力を高めるため、初期消火、応急救護などの指導を行っています。

●消防団員の処遇

報酬 消防団活動の労苦に対して、年1回支払われます。 年度途中での入団・退職の場合は日割りで支給されます。	費用弁償 災害や警戒等で出動した場合、四半期に分けて支払われます。	退職報償金 在団5年以上の方が退職した場合、階級及び勤務年数に応じて支払われます。	表彰 功労に応じて国などのさまざまな機関による定例表彰と、災害活動の功労者には随時表彰があります。
公務災害補償 活動中にケガをした場合、療養の費用や休業の補償などさまざまな補償があります。	健康診断 勤務先で健康診断を受ける機会がない方を対象として、定期健康診断の制度があります。	被服等の給与・貸与 活動に必要な作業服や制服、安全靴などが給与・貸与されます。	学生消防団員活動認証制度 市消防団に所属する大学生のうち、熱心に、又継続的に消防団活動に取り組んだ方に対し、地域社会への貢献を認証します。

消防団員募集の問合せ：各区の消防署管理指導課又は消防団活躍推進室まで

- | | |
|---------------------|---------------------|
| ○西消防署 048-623-1199 | ○桜消防署 048-836-0119 |
| ○北消防署 048-654-3456 | ○浦和消防署 048-833-1319 |
| ○大宮消防署 048-648-6505 | ○南消防署 048-861-0119 |
| ○見沼消防署 048-687-0151 | ○緑消防署 048-873-0119 |
| ○中央消防署 048-852-9119 | ○岩槻消防署 048-797-0119 |



消防団員募集のホームページ

さいたま市消防局 総務部 消防総務課 消防団活躍推進室 048-833-7163

このリーフレットは、77,000部作成し、1部あたりの印刷経費は、3.2円です。